

岩手県告示第85号

岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号）附則第3項の規定により同条例第20条第1項の規定に基づく環境緑地保全地域とみなされた同条例による改正前の岩手県自然保護条例（昭和46年岩手県条例第42号）第11条の規定により指定した森山工業団地及び北上工業団地の自然保護地区の保護調整地区の指定を解除する。

令和3年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也